

入札説明書

令和元年札幌市告示第 4201 号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と入札説明書に添付している「様式集（添付資料 1）」、「仕様書（添付資料 2）」、「契約書（案）（添付資料 3）」を指す。

1 告示日

令和元年 8 月 8 日

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 2 階

札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係 電話 011-622-5153

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市健康づくりセンター LAN ケーブル敷設等業務

(2) 調達案件の仕様等

別紙「仕様書（添付資料 2）」のとおり。

(3) 履行期間

令和元年 12 月 25 日まで

(4) 履行場所

別紙「仕様書（添付資料 2）」のとおり。

(5) 入札方法

総価により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 過去、官公庁における類似業務に係る実績を有している者であること。

5 入札説明書等に関する疑義、確認等の質疑応答

(1) 質問受付期限

令和元年 8 月 19 日（月曜日）11 時 00 分

(2) 質問方法

質問事項を「質問票（添付資料 1－様式 4）」に記載して、その電子データを電子メールに添付して、保健福祉局保健所健康企画課難病医療係宛て提出することにより行うこととする（電子メールの件名は「【業者名】札幌市健康づくりセンター LAN ケーブル敷設等業務」とすること。）。

(3) 問合せ先

電子メールアドレス：Seido-tantou@city.sapporo.jp

(4) 質問に対する回答の取扱い

原則として令和元年 8 月 21 日（水）17 時までに、本市保健福祉局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) その他

ア 質問内容等によっては、回答と共に入札説明書等の修正を行う場合がある。修正を行う場合は、原則として本市からの質問回答期限である令和元年8月21日(水)17時までに本市保健福祉局インターネットホームページにその内容を掲載する。

イ 電話による照会には応じない。また、疑義、確認等がなかった契約書、仕様書及び入札に関する事項についての解釈は本市の解釈によるものとする。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることは出来るが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

上記2に同じ。

(2) 入札書等の受領期限

令和元年8月26日(月曜日)17時00分(送付の場合は必着のこと。)

※ 本案件については、紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。

(3) 入札書等の提出方法

ア 入札書は「入札書(添付資料1-様式1)」にて作成し、この場合、入札書に記載する日付は作成日とすること。

イ 直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和元年8月27日11時00分開札 札幌市健康づくりセンターLANケーブル敷設等業務の入札書在中」の旨を記載し、下記7(3)の書類とともに、上記2宛て入札書等の受領期限までに提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封筒及び内封筒共に「令和元年8月27日11時00分開札 札幌市健康づくりセンターLANケーブル敷設等業務の入札書在中」の旨を記載し、下記7(3)の書類とともに、上記2宛て入札書等の受領期限までに送付しなければならない。

なお、入札書等は、郵便法(昭和22年法律第165号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に基づく信書にあたるため、送付する場合は留意すること。

ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書等の修正、再提出、追加又は撤回をすることはできない。

(4) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに「委任状（添付資料 1－様式 2）」を提出する必要がある。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

日時：令和元年 8 月 27 日（木曜日）11 時 00 分

場所：札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

札幌市保健所 2 階研修室 A

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(ア) 入札参加資格を証明する書類は、次のいずれかとする。

- ・本市入札参加資格申請システムで発行する認定通知書
- ・「札幌市競争入札参加資格者名簿 業者情報」(本市公式ホームページ上の入札参加資格情報のページのうち、「参加資格者名等を指定して検索」の画面で、検索結果が1件となった際に出る印刷ボタンを押下し得られるPDFファイル)

【札幌市ホームページ(入札参加資格情報)】

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/index.html>

(イ) 身分証明書は、免許証、パスポート、住民基本台帳カード等公的に個人を特定することができるものとし、名刺は不可とする。

(ウ) 法人の代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札権限に関する「委任状(添付資料1-様式2)」が必要となる。

ウ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

エ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。既に本市に提出した委任状に記載した代理人と異なる者が再入札を行う場合には、改めて委任状を提出すること。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再入札を辞退したものと扱う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(9) 入札辞退

入札を希望しない場合には、開札の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4にて入札参加資格とした内容を証明するため、入札書のほかに、「実績報告書（添付資料1－様式3）」を添付のうえ、上記6(2)に示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び休日の場合は前開庁日）までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙「契約書（案）（添付資料3）」のとおり。

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

【様式一覧】

番号	様式名
1	入札書
2	委任状
3	実績報告書
4	質問票
5	消費税及び地方消費税免税事業者申出書